



2021 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

運輸安全マネジメントの取り組み

Management of Transport Safety



輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及び改善（PDCA サイクル）を確実に実施し、全従業員が「安全最優先」（すべての行動において安全を最優先する）のもと業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

社内安全方針

「潜在危険の予測と安全措置の徹底」

～ 行動に伴う潜在危険の予測をなし、その対応として安全に対する具体的措置、対策を効果的に講ずることが必要である。潜在危険の予測なくして、安全管理の具体化、実行は期し得ないことに留意しなければならない。

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1 令和2年度の目標達成状況

前年度の有責事故件数2件に対して、50%削減の1件以内にする目標を掲げ事故防止対策に取り組んでまいりました。その結果、令和2年度中の有責事故件数は対前年度同数の2件でした。

なお、自動車事故報告規則第2条に規定する事故及び故障等につきましては目標0件に対し、実績0件と目標を達成することができました。

2 令和3年度の目標

前年度の有責事故件数2件に対して、50%削減の1件以内を目標値とします。なお、自動車事故報告規則第2条に規定する事故及び故障等は、前年度に続き0件を目標値とします。

輸送の安全に関する重点施策

1 健康管理体制の強化

・「プロドライバーとして、責任ある仕事をするために常に健康な状態・万全の態勢で乗務する」を業務遂行の大前提と考えます。法令に定められた健康診断の完全受診や受診後のフォロー体制、点呼時の健康チェック、SAS（無呼吸症候群）のスクリーニング検査の積極導入など、ドライバーが健康な状態で乗務できるよう常に管理の目を向け続け、また健康管理の重要性についても指導強化していきます。（安全衛生目標：「健康体づくりへの意識・興味を高める」に基づき、地域産業保健センターを活用し健康教育・保健指導等を実施）

・ 横浜健康経営認証 2020 クラス A の取得

有限会社 結城商事輸送 安全管理体制

令和3年4月1日改正



1 安全管理委員会

- (1)実施事項
- ・業務全般の安全管理対策及び災害防止施策の検討、審議。
 - ・安全衛生に係る計画の作成、実施及び改善に関すること。
 - ・労働災害及び事故の再発防止対策に関すること。
 - ・特異事事故案等の原因究明。
 - ・安全及び衛生に係る教育、指導に関することの審議、調整。
 - ・その他安全及び衛生に関し必要な事項。

(2)人事

委員長	代表取締役
委員	安全管理責任者、安全管理最高責任者補佐、安全主任者
書記	各安全主任者及び安全主任補助者が交代で行う

(3)その他

- ・安全管理最高責任者補佐は会務を統括し、安全管理委員会を円滑に運営する。
- ・委員会は月例実施とする。
- ・特に必要があると委員長が認めた場合は、委員会を招集する。
- ・委員長は特に必要と認めた場合、委員会に委員以外の者を出席させるものとする。

2 部会

(1)実施事項

- ・各グループの特性に応じ、安全管理委員会の実施する事項を行うものとする。
- ・専門部会は以下のグループを単位として、必要に応じて安全管理責任者が招集する。
- ・安全管理責任者は、必要があると認めた場合、以下に掲げる2以上のグループをもって部会を行うために、その招集をすることができる。

(2)人事

横浜部会	部会長	横浜営業所 安全管理責任者
	部員	横浜営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	横浜営業所 安全主任者

栃木部会	部会長	栃木営業所 安全管理責任者
	部員	栃木営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	栃木営業所 安全主任者

長野部会	部会長	長野営業所 安全管理責任者
	部員	長野営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	長野営業所 安全主任者

青森部会	部会長	青森営業所 安全管理責任者
	部員	青森営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	青森営業所 安全主任者

栃木倉庫部会	部会長	栃木営業所 安全管理責任者
	部員	安全管理責任者の指名する者
	書記	安全管理責任者の指名する者

(3)その他

- ・部会長は会務を統括し、決議事項を安全管理最高責任者補佐に報告する。
- ・安全管理最高責任者補佐は、上記報告事項を社長へ報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。